

# 入会申込要領

一般社団法人日本ミャンマー友好協会(本部東京)

တရားဝင်အဖွဲ့အစည်း ဂျပန်-မြန်မာချစ်ကြည်ရေးအသင်း

## ■ 当協会の目的と事業

一般社団法人日本ミャンマー友好協会(本部東京渋谷)は、日本とミャンマー両国間の活発な文化、経済交流を増進することにより、両国間の友好と親善関係の確立に寄与することを目的として設立され、その目的達成のために次の事業を行います。(定款第3条、第4条)

- 1 日本及びミャンマーの文化(芸術、スポーツ、観光)経済に関する研究・情報資料の収集及び分析
- 2 日本及びミャンマーの文化経済に関する啓発及び普及活動
- 3 ミャンマーの文化及び教育活動等に対する協力
- 4 在日ミャンマー人、留学生及び研修生に対する協力並びに交流
- 5 日本及びミャンマー両国の文化経済関係者又は団体の相互交流に対する協力
- 6 インターネット等の利用による情報受発信及び会報等の刊行頒布
- 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## ■ 入会条件・会員種別

上記の目的に賛同される個人又は団体は、人種国籍を問わず原則としてどなたでも入会できます。ただし、協会運営に支障をきたすことが予想される場合(協会内での政治活動や協会運営妨害目的等)や暴力団など反社会組織の構成員の場合などは理事会での審査の結果入会をお断りすることもあります。

入会後も、会員として不適切な言動を行った方、暴力団など反社会組織の構成員であることが判明した場合等も、除名されることがあります。これらの規定は、本会定款および関連規則に従います。定款は右記本会ホームページで閲覧可能です。 <http://www.jmfa.or.jp/tokyo/pdf/teikan2013.pdf>

会員種別と会費は下表のとおりです。会員有効期間は、1年(4月1日より翌年3月31日まで)です。会費を2年間以上滞納すると会員資格を失います。正会員年会費には定時総会懇親会費の補助費を含みます。

期中入会の減免:正会員、賛助会員は10月1日以降の入会は当該年度の年会費から定時総会懇親会補助費(約2000円)を除いた額の半額にいたします。

正会員への総会招集通知等一部案内を除き、会員、準会員、賛助会員への各種案内は原則電子メールにて行います。ただし、電子メールでの受信が不可能な方は別途通信事務費年額1000円ご負担となりますが、主要案内を郵送で送付します。なお、イベント案内では状況により電子メールでのみご連絡する場合があります。

## 会員種別及び会費等

※外国籍の方は日本滞在に関する証明書のコピーを1通添付して下さい。

会員種別		入会金	年会費	備考
1 正会員	個人会員	¥2,000	¥7,000	運営に参加可能(総会議決権あり)
	法人会員A	¥2,000	¥50,000	上場企業(総会議決権あり)
	法人会員B	¥2,000	¥30,000	非上場企業(総会議決権あり)
2 準会員	個人会員	¥0	¥1,000	運営に協力(総会議決権無し)
3 賛助会員		¥1,000	¥100,000	運営に協力(総会議決権無し)
通信事務費			¥1,000	※郵送での案内送付希望の方のみ

## ■ 移行入会の場合の入会金免除

旧「社団法人日本ミャンマー友好協会」会員の方が本会へ移行入会する場合には、当面入会金を免除します。入会申込書の「移行入会」欄にチェックを入れてください。

## ■ 入会申し込み手続き

入会希望者の方は、別紙「入会申込書」に所要事項を記載し事務局まで郵送またはFAXにてお送りください。記入した入会申込書をPDF化できる方は、PDFデータを電子メールでお送りください。

記入いただいた個人情報、本会の事業目的に沿った連絡のため本会および関係団体・組織が利用することに限定し、本会の事業目的以外には利用しません。

入会日は理事会で入会が認められなかった場合を除き入会申込書が事務局に届いた日または申込書の日付となります。事務局で受付後、入会金・年会費のお支払方法についてメール又は郵送にてお知らせしますので、お知らせ記載の期日までにお支払いください。この納入に関するご連絡の手続きに時間がかかることもありますので、ご了承ください。一度納められた入会金・年会費は返金できません。ただし理事会で入会が認められなかった場合、お支払いいただいた入会金、会費は返却いたします。

## ■ 申込書送付先

〒140-0004 東京都品川区南品川4-5-4 パレスガル122 一般社団法人日本ミャンマー友好協会

FAX: 03-6712-1075

TEL: 03-6712-8833

MAIL: [info@jmfa-tokyo.com](mailto:info@jmfa-tokyo.com)

# 注意事項

## ■ 「協会会員」の意味合いについて

本会は、会員に対価をいただいてサービスを提供する事業者ではありません。本会の目的に賛同された正会員による自主的な運営を行い、その為に必要な費用を会費という形により皆で拠出することが大前提になります。もちろん、理事会や事務局は会員へサービスを提供したいと考えておりますが、前述の前提が原則となりますので、ご理解ください。この運営への会員のかたの積極的な参加が必要となります。現在、実務的な運営は運営委員会にて企画、実施しております。会員の方で運営委員として参加したい方は事務局まで、ご連絡ください。なお、準会員は協会運営に協力いただき、各種イベントで交流に参加できますが、運営には参加(総会での議決権の行使)はできません。

## ■ 入会日について

本会では、入会日は入会申込書を受理した日としています。ただし、事務局が留守などで受理日が特定できない場合などは、申込書記載の日としております。定款第6条により、理事会で入会の承認が必要となり、承認が得られますと、「会費などのお支払いについて(入会お礼・昨年度会費請求書説明)と会費請求書等」をお送りしています。理事会は2か月に1回ですので、この文書送付は多少時間が必要となります。承認が得られない場合はその旨を申込者にお知らせします。なお、申込時に入会金と初年度会費を納入された場合で、その後理事会承認が得られない場合は、受領した会費などはお返します。

## ■ 定款、入会申し込み要領の控えについて

入会申込書をFAX送信の場合はお手元に申込書が残りますが、本文を直接提出された場合それらの確認ができなくなります。可能であれば、提出前にコピーなどとしていただくことをお願いします。提出した申込書のコピーが必要な方は、PDFにてお送りしますので、事務局までお知らせください。本申込要領はお手元に保存しておいてください。本申し込み要領や、会員に関する重要な規定である定款はホームページにてダウンロードできます。

協会ホームページ <https://jmfa.or.jp/tokyo/>

## ■ メールアドレスについて

本会会員はメール会員と郵便会員の2種類を選択していただいており、メール会員の方のメールアドレスは非常に重要です。このメールが届かないことによる行き違いも発生いたします。メール会員におかれましては、アドレス変更の際は必ずお知らせください。なお、現在以下の3種類のメルマガを発行しており、会員には3種すべてが対象で3番は非会員にも送信しております。

- 1 「JMFA/Tokyo\_会員宛メール通信」…会員専用の各種連絡
- 2 「JMFA/Tokyo\_会員宛メール通信<転送サービス>」…ミャンマージャポンの転送
- 3 「JMFA/Tokyoメール通信(Mail magazine)」…会員及び非会員ミャンマー関係者向け

## ■ 申込書記載事項に変更が発生した場合について

申込書記載事項のメールアドレス以外に次の項目の変更があった場合は、メール(郵送会員の方は葉書)で変更内容をお知らせください。

- 1) 氏名及びそのアルファベット表記
- 2) 住所
- 3) 郵送先住所
- 4) 電話

## ■ 退会手続きについて

本会は、いつでも退会可能です。現在、退会届の書式は設けておりませんので、メール(郵送会員の方は葉書)にお名前と「退会したい旨」、「退会日」を記載してお送りください。今後の協会運営の参考にできれば退会理由もお書きいただければ幸いです。この退会意思表示以前にお支払いいただいた会費は返却できませんので、ご了承ください。